播磨臨海地域道路

環 境 影 響 評 価 準 備 書

令和 8 年 10 月

兵庫県

神戸市

― 目 次 ―

第 1 章 都市計画対象道路事業の名称 1-1
第 2 章 都市計画決定権者の名称 2-1
2.1 都市計画決定権者の名称 2-1
第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容 3-1
3.1 都市計画対象道路事業の目的 3-1
3.2 都市計画対象道路事業の内容 3-2
3.2.1 都市計画対象道路事業の種類 3-2
3.2.2 都市計画対象道路事業実施区域 3-2
3.2.3 都市計画対象道路事業の規模 3-5
3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数 3-5
3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度 3-5
3.2.6 都市計画対象道路事業に係る道路の区間 3-5
3.2.7 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置 3-5
3.2.8 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要 3-6
3.2.9 都市計画対象道路事業に係る工事計画の概要 3-11
3.2.10 その他の都市計画対象道路事業の内容に関する事項 3-21
3.2.11 環境保全の方針 3-39
第 4 章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況 4-1
4.1 自然的状況 4.1-1
4.1.1 大気環境の状況 4.1-10
4.1.2 水環境の状況 4.1-32
4.1.3 土壌及び地盤の状況 4.1-62
4.1.4 地形及び地質の状況 4.1-80
4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 4.1-91
4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 4.1-171
4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 4.1-200
4.2 社会的状況 4.2-1
4.2.1 人口及び産業の状況 4.2-13
4.2.2 土地利用の状況 4.2-22
4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況 4.2-31
4.2.4 交通の状況 4.2-42
4.2.5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 4.2-53
4.2.6 上水道の整備の状況 4.2-115
4.2.7 下水道の整備の状況 4.2-115
4.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 4.2-116
4.2.9 その他の事項 4.2-197
第 5 章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果 5-1
5.1 計画段階配慮事項の選定 5-1
5.2 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法 5-2
5.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果 5-3
第 6 章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 6-1

第 7 章 計画段階環境配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解 7-1
7.1 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解..... 7-1
7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解 7-4
第 8 章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解 8-1
第 9 章 環境影響評価方法書についての兵庫県知事の意見と都市計画決定権者の見解..... 9-1
第 10 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法..... 10-1
10.1 専門家等による技術的助言..... 10-1
10.2 環境影響評価の項目..... 10-3
10.3 調査、予測及び評価の手法..... 10-5
第 11 章 環境影響評価の結果..... 11.1-1
11.1 大気質 11.1-1
11.1.1 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 11.1-1
11.1.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 11.1-52
11.1.3 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 11.1-86
11.1.4 建設機械の稼働に係る粉じん等 11.1-182
11.1.5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等 11.1-195
11.2 騒音 11.2-1
11.2.1 建設機械の稼働に係る騒音 11.2-1
11.2.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音 11.2-24
11.2.3 自動車の走行に係る騒音 11.2-48
11.3 振動 11.3-1
11.3.1 建設機械の稼働に係る振動 11.3-1
11.3.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動 11.3-17
11.3.3 自動車の走行に係る振動 11.3-41
11.4 低周波音 11.4-1
11.4.1 自動車の走行に係る低周波音 11.4-1
11.5 水質 11.5-1
11.5.1 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、水底の掘削等に係る水の濁り 11.5-1
11.6 地形及び地質 11.6-1
11.6.1 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る重要な地形及び地質 11.6-1
11.7 日照阻害 11.7-1
11.7.1 道路(嵩上式)の存在に係る日照阻害 11.7-1
11.8 動物 11.8-1
11.8.1 建設機械の稼働に係る動物 11.8-1
11.8.2 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物 11.8-8
11.9 植物 11.9-1
11.9.1 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る植物 11.9-1
11.10 生態系 11.10-1

11.10.1 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、
道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る生態系 11.10-1
11.11 景観 11.11-1
11.11.1 道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る景観 11.11-1
11.12 人と自然との触れ合いの活動の場 11.12-1
11.12.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る
人と自然との触れ合いの活動の場 11.12-1
11.13 文化財 11.13-1
11.13.1 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、
嵩上式)の存在に係る文化財及び埋蔵文化財包蔵地 11.13-1
11.14 廃棄物等 11.14-1
11.14.1 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等 11.14-1
第 12 章 事後調査 12-1
12.1 環境影響評価法に基づく事後調査 12-1
12.2 兵庫県環境影響評価条例に基づく事後監視調査 12-2
12.3 神戸市環境影響評価条例に基づく事後調査 12-2
第 13 章 環境影響の総合的な評価 13-1
第 14 章 環境影響評価の委託先 14-1

・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 171
・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。